



山形県公報

平成26年10月10日(金)

号 外 (26)

目 次

条 例

- 山形県手数料条例の一部を改正する条例……………(財 政 課) ……4
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………(市 町 村 課) ……13
- 山形県小規模水道条例の一部を改正する条例……………(食 品 安 全 衛 生 課) ……14
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運
営に関する基準を定める条例……………(子 育 て 支 援 課) ……同
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例……………(同) ……18
- 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例……………(同) ……同
- 山形県薬事審議会条例の一部を改正する条例……………(健 康 福 祉 企 画 課) ……19
- 山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例……………(障 がい 福 祉 課) ……同
- 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例……………(教 育 庁) ……同
- 山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例……………(同) ……同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第82号) (財政課)
 - 1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。(第2条第1項第206号の4～第206号の7、改正後の第216号の5及び第216号の6並びに第218号の4～第220号関係)
 - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査等
 - (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査等
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査等
 - 2 医薬品等製造所適合性調査手数料及び輸出用医薬品等製造所適合性調査手数料の額を改定することとした。(第2条第1項第205号及び改正後の第216号の7関係)
 - 3 薬事法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第2条第1項第198号～第206号の3、第207号、第208号、第212号～第216号の4、改正後の第216号の7、第216号の8～第218号の5、第219号及び第220号関係)
 - 4 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。ただし、2の改正の一部は、同年10月20日から施行することとした。
- ◇ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (県条例第83号) (市町村課)
本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大することとした。
- ◇ 山形県小規模水道条例の一部を改正する条例 (県条例第84号) (食品安全衛生課)

- 1 小規模水道に該当する施設に幼保連携型認定こども園に布設する施設を加えることとした。
 - 2 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
- ◇ 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（県条例第85号）（子育て支援課）
- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。（第1条関係）
 - 2 次に掲げる事項について幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員及び設備に関する基準を定めることとした。
 - (1) 一般的基準（第3条関係）
 - (2) 学級の編制（第4条関係）
 - (3) 職員（第5条関係）
 - (4) 園舎及び園庭（第6条関係）
 - (5) 園舎に備えるべき設備（第7条関係）
 - (6) 園具及び教具（第8条関係）
 - 3 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第3条から第5条まで、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第16条、第17条並びに第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、幼保連携型認定こども園について準用することとした。（第9条関係）
 - 4 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
- ◇ 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第86号）（子育て支援課）
- 1 保育所について、施設の運営についての重要事項に関し規程を設けることとした。（第15条第2項関係）
 - 2 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。（第69条第2項関係）
 - 3 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日から施行することとした。
- ◇ 子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例（県条例第87号）（子育て支援課）
- 1 子育てするなら山形県推進協議会において幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項を調査審議することとした。
 - 2 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
- ◇ 山形県薬事審議会条例の一部を改正する条例（県条例第88号）（健康福祉企画課）
- 1 薬事法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。
- ◇ 山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例（県条例第89号）（障がい福祉課）
- 山形県福祉休養ホームを父子家庭の父子が利用できることとした。

- ◇ 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第90号）（教育庁）
 - 1 山形県立楯岡特別支援学校大江校を新設することとした。
 - 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例（県条例第91号）（教育庁）

奨学金の貸与を受けることができる者の要件に父子福祉資金で児童の修学に必要なものの貸与を受けていないことを加えることとした。

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第82号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第198号及び第199号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第199号の2の表以外の部分中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同号の表中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表中

ト 第一種医療機器製造販売業許可	151,700円	を削り、同項第200
チ 第二種医療機器製造販売業許可	136,000円	
リ 第三種医療機器製造販売業許可	91,000円	

号の表以外の部分中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号の表中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表中

ト 第一種医療機器製造販売業許可	124,000円	を削り、同項第201
チ 第二種医療機器製造販売業許可	113,500円	
リ 第三種医療機器製造販売業許可	68,800円	

号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法第13条第2項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項」に改め、同号の表を次のように改める。

区 分	金 額
イ 医薬品の製造に係る許可（ロの項、ハの項及びニの項に掲げるものを除く。）	85,300円

ロ 医薬品の製造（無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（ハの項及びニの項に掲げるものを除く。）	82,000円
ハ 医薬品の製造（医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可（ニの項に掲げるものを除く。）	46,000円
ニ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可	12,700円
ホ 医薬部外品の製造に係る許可（ヘの項及びトの項に掲げるものを除く。）	84,100円
ヘ 医薬部外品の製造（無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（トの項に掲げるものを除く。）	43,700円
ト 医薬部外品の製造（医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	29,700円
チ 化粧品の製造に係る許可（リの項に掲げるものを除く。）	43,700円
リ 化粧品の製造（化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	29,700円

第2条第1項第202号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号の表を次のように改める。

区 分	金 額
イ 医薬品の製造に係る許可（ロの項、ハの項及びニの項に掲げるものを除く。）	53,100円
ロ 医薬品の製造（無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（ハの項及びニの項に掲げるものを除く。）	49,700円
ハ 医薬品の製造（医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可（ニの項に掲げるものを除く。）	29,800円
ニ 薬局製造販売医薬品の製造に係る許可	6,300円
ホ 医薬部外品の製造に係る許可（ヘの項及びトの項に掲げるものを除く。）	53,100円

へ 医薬部外品の製造（無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（トの項に掲げるものを除く。）	30,600円
ト 医薬部外品の製造（医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	24,600円
チ 化粧品の製造に係る許可（リの項に掲げるものを除く。）	30,600円
リ 化粧品の製造（化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	24,600円

第2条第1項第203号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号の表を次のように改める。

区 分	金 額
イ 医薬品の製造に係る許可（ロの項及びハの項に掲げるものを除く。）	77,500円
ロ 医薬品の製造（無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（ハの項に掲げるものを除く。）	66,200円
ハ 医薬品の製造（医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	34,700円
ニ 医薬部外品の製造に係る許可（ホの項及びへの項に掲げるものを除く。）	73,000円
ホ 医薬部外品の製造（無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行うものに限る。）に係る許可（への項に掲げるものを除く。）	37,000円
へ 医薬部外品の製造（医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	26,800円
ト 化粧品の製造に係る許可（チの項に掲げるものを除く。）	37,000円
チ 化粧品の製造（化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）に係る許可	26,800円

第2条第1項第204号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号の表中

「 へ 医療機器	104,500円	を削り、同項第205
-------------	----------	------------

号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号の表イの項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安

全性の確保等に関する法律」に改め、同項金額の欄中	17,700円	を
	47,600円	
	33,000円	

36,800円
66,800円
52,100円

に、「34,500円」を「63,200円」に、「700円」を「800円」に、

「103,300円」を「132,000円」に、「72,800円」を「101,500円」に改め、同表ロの項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項金額

の欄中	17,700円	を	36,800円	に、「34,500円」を「63,200円」に、
	47,600円		66,800円	
	33,000円		52,100円	

「700円」を「800円」に、「103,300円」を「132,000円」に、「72,800円」を「101,500円」に改め、同表中

「 ハ 医療機器の製造所に係る適合性調査	薬事法第14条第1項又は第9項の承認を受けようとするとき	医療機器の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	17,700円
		滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	47,600円
		上記以外のもの	33,000円

上記以外のとき	医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造所に係るもの	34,500円と700円に調査を受けようとする医療機器の品目数を乗じて得た額との合計額
	滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	103,300円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示又は保管のみの製造工程に係る医療機器の品目数を乗じて得た額 (ロ) 3,400円に調査を受けようとする滅菌医療機器（(イ)に掲げる医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額 (ハ) 1,900円に調査を受けようとする医療機器（(イ)に掲げる医療機器及び滅菌医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額
	上記以外のもの	72,800円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示又は保管のみの製造工程に係る医療機器の品目数を乗じて得た額 (ロ) 1,900円に調査を受けようとする医療機器（(イ)に掲げる医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額

を削り、同条第1項第206号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号の表中

～ 医療機器	70,700円	を削り、同号の次に
--------	---------	-----------

次の6号を加える。

(206)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品（以下「医療機器等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査	医療機器等製造販売業許可申請手数料	次の表の左欄に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
---	-------------------	-----------------------------------

区 分	金 額
イ 第一種医療機器製造販売業許可	151,700円
ロ 第二種医療機器製造販売業許可	136,000円
ハ 第三種医療機器製造販売業許可	91,000円
ニ 体外診断用医薬品製造販売業許可	136,000円

(206)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第2項に規定する医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査

医療機器等製造販売業許可更新申請手数料

次の表の左欄に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
イ 第一種医療機器製造販売業許可	124,000円
ロ 第二種医療機器製造販売業許可	113,500円
ハ 第三種医療機器製造販売業許可	68,800円
ニ 体外診断用医薬品製造販売業許可	113,500円

(206)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第1項に規定する医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査

医療機器等製造業登録申請手数料

38,100円

(206)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の3第3項に規定する医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査

医療機器等製造業登録更新申請手数料

26,500円

(206)の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査

再生医療等製品製造販売業許可申請手数料

151,700円

(206)の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び再生医療等製品製造販

124,000円

安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定 売業許可更新申請手数料
 に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 料
 安全性の確保等に関する法律第23条の20第2項に
 規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の更
 新の申請に対する審査

第2条第1項第207号、第208号、第212号から第214号まで及び第215号の2から第215号の5までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第215号の6中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業の許可の」を「貸与業の許可の」に、「高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料」に改め、同項第215号の7中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業の許可の」を「貸与業の許可の」に、「高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料」を「高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料」に改め、同項第216号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び賃貸業」を「又は貸与業」に、「管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出済証明書の交付手数料」を、「管理医療機器の販売業又は貸与業の届出済証明書の交付手数料」に改め、同項第216号の2中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法第40条の2第2項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の2第1項」に改め、同項第216号の3中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第216号の4中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第216号の7中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号を同項第216号の11とし、同項第216号の6中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号を同項第216号の10とし、同項第216号の5中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬事法」を「基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号の表イの項中

17,700円
47,600円
33,000円

36,800円
66,800円
52,100円

する法律」に改め、同号の表イの項中 を に、

「34,500円」を「63,200円」に、「700円」を「800円」に、「103,200円」を「132,000円」に、

17,700円
47,600円
33,000円

「72,700円」を「101,500円」に改め、同表ロの項中 を

36,800円

66,800円
52,100円

に、「34,500円」を「63,200円」に、「700円」を「800円」に、

「103,200円」を「132,000円」に、「72,700円」を「101,500円」に改め、同表中

ハ 輸出用の医療機器の製造所に係る適合性調査	製造をしようとするとき	医療機器の製造工程のうち包装、表示、保管、外部試験調査又は設計管理のみを行う製造所に係るもの	17,700円
		滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	47,600円
		上記以外のもの	33,000円
	上記以外のとき	医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造所に係るもの	34,500円と700円に調査を受けようとする医療機器の品目数を乗じて得た額との合計額
		滅菌医療機器の製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの（上記に掲げるものを除く。）	103,300円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示又は保管のみの製造工程に係る医療機器の品目数を乗じて得た額 (ロ) 3,400円に調査を受けようとする滅菌医療機器（(イ)に掲げる医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額 (ハ) 1,900円に調査を受けようとする医療機器（(イ)に掲げる医療機器及び滅菌医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額

		<p>上記以外のもの</p>	<p>72,800円に次に掲げる額の合計額を加算した額 (イ) 700円に調査を受けようとする包装、表示又は保管のみの製造工程に係る医療機器の品目数を乗じて得た額 (ロ) 1,900円に調査を受けようとする医療機器（(イ)に掲げる医療機器を除く。）の品目数を乗じて得た額</p>
--	--	----------------	---

を削り、同号を同項第216号の7とし、同号の次に次の2号を加える。

(216)の8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の5第2項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 薬局開設の許可証の書換え交付手数料 2,100円

(216)の9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6第2項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 薬局開設の許可証の再交付手数料 3,000円

第2条第1項第216号の4の次に次の2号を加える。

(216)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査 再生医療等製品販売業許可申請手数料 32,000円

(216)の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料 14,000円

第2条第1項第217号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「（これらの規定を同令第55条において準用する場合を含む。）」を削り、「同令第12条第2項」を「同条第2項」に、「基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業」を「基づく医薬品等の製造業」に、「医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料」を「医薬品等の製造業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同項第218号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「（これらの規定を同令第55条において準用する場合を含む。）」を削り、「同令第13条第2項」を「同条第2項」に、「基づく医薬品等の製造業又は医療機器の修理業」を「基づく医薬品等の製造業」に、「医薬品等の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料」を「医薬品等の製造業の許可証の再交付手数料」に改め、同号の次に次の6号を加える。

(218)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の2第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証の書換え交付 医療機器等の製造販売業の許可証の書換え交付手数料 2,100円

(218)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の3第5項の規定により読み替えて適用される同条第2 医療機器等の製造販売業の許可証の再交付手数料 3,000円

項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証の再交付

- | | | |
|---|---|---------------|
| <p>(218)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の9第4項（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同令第37条の9第2項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証の書換え交付又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付</p> | <p>医療機器等の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料</p> | <p>2,100円</p> |
| <p>(218)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第37条の10第5項（同令第55条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同令第37条の10第2項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証の再交付又は医療機器の修理業の許可証の再交付</p> | <p>医療機器等の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料</p> | <p>3,000円</p> |
| <p>(218)の6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第43条の4第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付</p> | <p>再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料</p> | <p>2,100円</p> |
| <p>(218)の7 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第43条の5第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付</p> | <p>再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付手数料</p> | <p>3,000円</p> |

第2条第1項第219号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」を「基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業」に、「薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付手数料」を「医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付手数料」に改め、同項第220号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」を「基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業」に、「薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の再交付手数料」を「医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付手数料」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第2条第1項第205号の表イの項金額の欄及びロの項金額の欄の改正規定並びに同条第1項第216号の5の表イの項及びロの項の改正規定は、同年10月20日から施行する。
- 2 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第63条の規定によりなお従前の例によることとされる同条第2号に掲げる申請についての処分に係る医薬品等製造所適合性調査手数料については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第83号**住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例**

住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表第1第2項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「又は」を「、父子福祉資金又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県小規模水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第84号**山形県小規模水道条例の一部を改正する条例**

山形県小規模水道条例（昭和44年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「及び」を「、」に、「保育所」を「保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第85号**山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例**

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般的基準）

第3条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切であり、かつ、園児が安全に通園できる環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（学級の編制）

第4条 幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児の数は、次の各号に掲げる学級編制の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 満3歳以上満4歳未満の園児で編制する学級 原則として20人以下

(2) 満4歳以上の園児で編制する学級 原則として30人以下

- 3 前2項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制の基準は、規則で定める。
(職員)

第5条 幼保連携型認定こども園は、前条第1項の学級を担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下この項において「保育教諭等」という。）を各学級に1人以上置かなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は規則で定めるところにより専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 2 幼保連携型認定こども園は、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。
- 3 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の職員の基準は、規則で定める。
(園舎及び園庭)

第6条 幼保連携型認定こども園は、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 前項の園舎及び園庭の基準は、規則で定める。
(園舎に備えるべき設備)

第7条 幼保連携型認定こども園は、前条第1項の園舎に、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、保育室と遊戯室とを兼ね、又は職員室と保健室とを兼ねることができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 前項第6号の調理室は、規則で定める場合にあつては、これを備えないことができる。
- 3 第1項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げるものの面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積
- (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

4 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を学校、社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。ただし、第1項の乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、この限りでない。

5 前各項及び第9条において読み替えて準用する山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）に定めるもののほか、前条第1項の園舎に備えるべき設備の基準は、規則で定める。

(園具及び教具)

第8条 幼保連携型認定こども園は、学級及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。
(児童福祉施設基準条例の準用)

第9条 児童福祉施設基準条例第3条から第5条まで、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第16条、第17条並びに第33条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条の見出し	最低基準	設備運営基準
第3条	最低基準	山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月県条例第85号。以下「幼保連携型認定こども園基準条例」という。）で定める基準（以下「設備運営基準」という。）
	児童福祉施設に入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
	訓練	養成又は訓練
	かつ、社会に適応するように育成	育成
第4条	山形県社会福祉審議会（山形県社会福祉審議会条例（平成12年3月県条例第17号）第1条に規定する山形県社会福祉審議会をいう。）	子育てするなら山形県推進協議会（子育てするなら山形県推進協議会条例（平成25年7月県条例第41号）第1条に規定する子育てするなら山形県推進協議会をいう。）
	最低基準	設備運営基準
第5条	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	園児
第6条第2項	児童の	園児の

第6条第4項及び第9条第1項	法	認定こども園法
第11条	入所している者	園児
	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	認定こども園法第14条第1項に規定する園長
	入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第16条	利用者	園児
第17条	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第33条第1項第6号	第1号の乳児室若しくはほふく室又は第4号の保育室若しくは遊戯室	幼保連携型認定こども園基準条例第7条第1項の乳児室若しくはほふく室、保育室、遊戯室又は便所

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の運営の基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

- 2 改正法附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設備については、第6条から第8条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

- 3 改正法の施行の日の前日において現に幼稚園（適正な運営が確保されていると知事が認めるも

のに限る。以下この項において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の場所において当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園については、第7条第3項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、当分の間適用しない。

(山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

- 4 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年10月県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において「認定こども園」とは、法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設をいい、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第86号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第15条中「児童福祉施設」を「児童福祉施設(保育所を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し規程を設けなければならない。

第69条第2項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第69条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第87号

子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例

子育てするなら山形県推進協議会条例(平成25年7月県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に規定する合議制の機関及び」を「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)

第25条に規定する合議制の機関並びに」に改める。

第2条中「法」を「法及び認定こども園法」に改める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第88号

山形県薬事審議会条例の一部を改正する条例

山形県薬事審議会条例（昭和37年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第89号

山形県福祉休養ホーム条例の一部を改正する条例

山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条及び別表中「寡婦」を「父子家庭の父子、寡婦」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第90号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第2号の表中 「 山形県立楯岡特別支援学校寒河江校 」 「 寒河江市 」 を

「 山形県立楯岡特別支援学校寒河江校
山形県立楯岡特別支援学校大江校 」 「 寒河江市
西村山郡大江町 」 に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第91号

山形県高等学校奨学金貸与条例の一部を改正する条例

山形県高等学校奨学金貸与条例（平成15年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「又は」を「、父子福祉資金又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。